

すみだ生涯学習センター条例（案）概要

すみだ生涯学習センター（以下「センター」という。）の設置目的を見直すほか、その管理を指定管理者に行わせる場合の指定管理者の指定の手續、管理の基準、業務の範囲その他必要な事項を定めるため、すみだ生涯学習センター条例の全部を改正する。

1 設置目的の改正

センターの設置目的を、「区民が文化活動等の生涯にわたる学習活動を行うための拠点となる場を設け、もって区民1人1人が生きがいのある充実した生活を享受することができるようにするとともに、人間性豊かな地域社会の形成に寄与するため」から「区民の生涯にわたる学びと交流の機会を提供するとともに、生涯学習活動、文化活動及び地域活動を行うための場を創出するため」に改正する。

2 主な事業の改正

センターの事業として「生涯学習活動に係る交流の促進に関すること」を規定し明確化する。

3 施設の整備

センター本館と別館の統合等に伴い、施設の整備を行う。

4 利用料金の額（限度額）の改正

利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得て定める。

(1) 施設及び付帯設備

区 分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
ホール	10,500 円 (10,800 円)	12,200 円 (12,800 円)	12,200 円 (12,800 円)
ドーム	6,500 円 (6,800 円)	7,600 円 (7,900 円)	7,600 円 (7,900 円)
リハーサル室	3,800 円 (4,100 円)	4,400 円 (4,900 円)	4,400 円 (4,900 円)
陶芸室	1,300 円 (1,400 円)	1,500 円 (1,500 円)	1,500 円 (1,500 円)
創作活動室（第1）	2,700 円 (2,800 円)	3,100 円 (3,400 円)	3,100 円 (3,400 円)
創作活動室（第2）	2,100 円 (2,300 円)	2,500 円 (2,700 円)	2,500 円 (2,700 円)
創作活動室（第3）	1,000 円	1,100 円	1,100 円
研修室（第1）	2,700 円 (2,800 円)	3,200 円 (3,400 円)	3,200 円 (3,400 円)
研修室（第2）	800 円 (800 円)	1,000 円 (1,000 円)	1,000 円 (1,000 円)
研修室（第3）	1,100 円 (1,100 円)	1,200 円 (1,300 円)	1,200 円 (1,300 円)
講習室A	2,400 円	2,800 円	2,800 円
講習室B	900 円	1,000 円	1,000 円
講習室C	1,200 円	1,300 円	1,300 円
多目的室	3,300 円	3,800 円	3,800 円
和室（第1）	2,100 円 (2,400 円)	2,400 円 (2,800 円)	2,400 円 (2,800 円)
和室（第2）	2,100 円 (2,400 円)	2,400 円 (2,800 円)	2,400 円 (2,800 円)
茶室	1,000 円	1,200 円	1,200 円

視聴覚室	2,900 円 (3,400 円)	3,400 円 (4,000 円)	3,400 円 (4,000 円)
視聴覚スタジオ	2,200 円 (2,200 円)	2,400 円 (2,400 円)	2,400 円 (2,400 円)
音楽スタジオ	1,200 円 (1,300 円)	1,400 円 (1,400 円)	1,400 円 (1,400 円)
編集調整室	1,500 円 (1,500 円)	1,600 円 (1,600 円)	1,600 円 (1,600 円)
音楽室	<u>700 円</u>	<u>800 円</u>	<u>800 円</u>
ピアノ室	<u>2 時間につき 280 円</u>		
無線室	<u>400 円</u>	<u>500 円</u>	<u>500 円</u>
展示ギャラリー	展示利用 の場合	<u>1 日につき 8,400 円</u>	
	展示利用 以外の場合	<u>5,900 円</u>	<u>6,900 円</u>
付帯設備	<u>1 件、1 回につき 3,000 円</u>		

※ 1 下線部分の施設は、整備により設置する施設

※ 2 利用料金の () 内の数字は、改正前の使用料

※ 3 区内に住所を有する者等以外の者が利用する場合の利用料金の額は、付帯設備の部分を除き上記利用料金に 5 割相当額を加えた額とする。

(2) 駐車場

区 分	利用料金 (1 台につき)
30 分以内の利用の場合	無料
30 分を超える利用の場合	最初の 30 分を除き、30 分までごとに 100 円

5 指定管理者による管理

センターの管理を指定管理者に行わせる場合の指定管理者の指定の手続、管理の基準、業務の範囲その他必要な事項について定める。

6 施行期日等

平成 31 年 4 月 1 日

※ 施設の利用の手続、指定管理者の指定の手続、その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。